

令和6年第11回佐伯市農業委員会議事録

日 時： 令和6年11月1日（金曜日） 14時00分～15時58分

場 所： 佐伯市役所 6階 大会議室

出席農業委員： 1番 宮脇 保芳 2番 小野 隆壽 4番 飛高 聖悟 6番 伊藤 文士 7番 竹中 裕子
8番 山田 美之 9番 田原 俊秀 10番 吉岡 薫 11番 波戸崎 孝 14番 矢野 弥平
15番 笠村 由喜 16番 塩月 吉伸 17番 茅田 寿志

出席農地利用最適化推進委員： 佐伯3区 寺嶋 雅昭 佐伯5区 上杉 隆盛 弥生1区 一瀬 雄二郎
弥生3区 藤原 映治 直川1区 曾根田 正弘

事務局： 事務局長 市樂 栄作 総括主幹 染矢 公博 副主幹 東木原 一義 副主幹 三股 幸子
主事 小野 颯月

農政課： 総括主幹 河合 和政 副主幹 岡部 雄企

議事日程

議案第30号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第31号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第32号 農地法第5条の規定による許可申請について

その他 ①非農地証明願いについて

②佐伯市農業振興地域整備計画の変更に係る意見書の提出について

③農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取について（農政課）

④佐伯市農地利用最適化推進委員の委嘱（案）について

(会長)

はい皆さんご苦勞様です。

本日、令和6年第11回の佐伯市農業委員会ということで開催いたしましたところ、農業委員さん13名、それから、該当する案件の推進委員さんが5名ですか、6名か。

の出席をいただきまして会議が成立できましたことを大変ありがたく思っております。

普通期の水稲もですね、10月の後半から雨にたたられておりましたけども何とか皆さん収穫ができたのかなというふうに思っているところです。

そしてまた台風が、温帯低気圧に変わってですね、今日の夕方からですね。

明日にかけて大雨が降るということで、一時心配したんですけども、県北の方はかなりひどいようですけども、佐伯の方は100ミリ、80ミリから100ミリ程度と。

ということで、大丈夫かなと感じたところでございます。

最近の状況でですね、一つ朗報がございます。

もうすでに皆さんのお手元に、資料が届いていると思いますけども、農地利用最適化推進委員の松尾孫重さんがですね7月3日付で辞められて、解職という形なんですけども、その後ですね、なかなか公募をかけてたんですけども、対象者が出なかったということで、再度公募をかけさせていただきまして、蒲江振興局にも大変お世話になりまして、今日、ここにですね、その後任として後藤正さん、後方に傍聴として、見えられておりますけども、後藤正さんが公募をいただきまして、この後ですね、皆さんからご審議をいただきまして、そのあと何かな、辞令の委嘱式、委嘱式を行う段取りになっておりますので、ご了解いただきたいと思います。

そしてまた11月12、13が農業委員と推進委員さんとあわせてですね、視察研修に行く予定になっておりますけども。

非常に参加者も少なくて非常に残念に思っておるところです。

農業委員さんとそれから推進委員さん、それから事務局合わせて14名ということで大変寂しいなという気がしております。

まだ。間に合うんかな。

もう駄目なんかな。

もし参加する方が間に合えば参加をして欲しいなというふうに思っておるところです。

今日は三条、四条、五条、非常に案件としては、近年ない、少ない案件でございますけども、慎重審議をお願いいたしまして、簡単ですけども挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

(局長)

はい。

では、これより先につきましては、農業委員会会議規則第4条の規定によりまして、会長が議長となりますので、会長に議事進行をお願いいたします。

(会長)

それではですね、進行させていただきたいと思います。

まず、農業委員会会議規則第13条第2項の規定に基づき、議事録署名人を指名します。

議事録の署名を2番小野隆壽委員。4番、飛高聖悟委員を委員をお願いいたします。

はい。

よろしくお願いします。

それでは議事に入る前に、事務局から議案の説明をお願いいたします。

(局長)

それでは着座にてご説明をさせていただきます。

議案書 2 ページをお開きいただきたいと思います。

議案第 30 号、農地法第三条の 6 番についてでございますけれども、事前に議案書を送付した時点の 10 月 28 日、送付した以後、18、10 月 28 日に、申請者より、佐伯市大字稲垣 1446 番地の 1 についてのみ、取り下げの申請がございました。

これに伴いまして、議案書の 2 ページに示しております面積に修正がございます。

それですのお手元に議案書とは別にですね、1 枚ずつの紙で総括表、一番下にページ 2 という、書いてるものがあるかと思います。

それと同じく、ページ 4、いわゆる第三条の 5 番から 9 番が記載されているものがあるかと思います。ご確認できましたでしょうか。

よろしいですかね。

よろしいでしょうか。

大丈夫ですかね。

はい。

はい。

こちらの方が修正をしたものでございますので、本日につきましてはこちらの方で面積等を述べさせていただきますと思います。よろしくお願いいたします。

それでは本日の議案における農地案件の件数及び面積ですが、議案第 30 号農地法第三条の規定による許可申請についての件数は 9 件で、面積は田及び畑を合計いたしまして、1 万 1576 平米です。

よろしいですかね。

はい。

はい。

議案第 31 号農地法第 4 条の規定による許可申請についての件数は 2 件で、面積は田及び畑を合計いたしまして、1026 平米です。

議案第 32 号農地法第五条の規定による許可申請についての件数は 2 件で、面積は、田及び畑を合計いたしまして、485 平米です。

議案第 30 号から第 32 号に関する合計件数は 13 件。

合計面積は、田が 8322 平米。

畑が 4765 平米で、総合計面積は 1 万 3000 飛んで 87 平米です。

以上の通りでございますので、慎重審議のほどよろしくお願いいたします。

(会長)

はい。

ただいま事務局より件数及び面積総括の説明がございましたが、質問等はございませんか。

はい。

ないようですので、議事に入りたいと思います。

それでは議案第 30 号農地法第三条の規定による許可申請についてを、議案審議いたします。

議案書 3 ページの三条の一番について、事務局の説明の後、寺嶋推進委員さん、推進委員の意見を願います。

(事務局)

はい。

住宅地図の冊子 1 ページをご覧ください。

今回の申請は売買による所有権の移転です。

申請農地は農用地区域以外の農地です。

譲受人は自己所有地で米や野菜、果樹を栽培しているとのことです。

農業経営に必要な農機具は所有しております。

農業は譲受人と妻の 2 人で行う予定とのことです。

農地取得後は野菜を栽培する計画です。

取得後の耕作面積は 108.47 アールとなります。

今後農業を行うので、申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと思われます。

事務局からの説明は以上です。

(会長)

はい。

続きまして寺嶋推進委員さんお願いします。

(寺嶋推進委員)

はい。

譲受人の[]は専業農家ですね。約 1 丁分の田畑を耕作している方で、前には農業委員もした方です。

この案件に関しては特に問題ありません。

(会長)

はい。

ありがとうございました。

事務局からの説明そして担当推進委員からも特に問題なしとの意見がございました。

それでは三条の一番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもって願います。

はい。

ないようございます。

それでは 3 条 1 番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして三条の2番について本日、担当推進委員が欠席のため、事務局より説明と、推進委員の意見も併せてお願いいたします。

(事務局)

住宅地図の冊子2ページをご覧ください。

今回の申請は贈与による所有権の移転です。

申請農地は農用地区域外の農地です。

農業経営に必要な農機具は所有しております。

農業は譲受人と妻の2人で行う予定とのことです。

取得後の耕作面積は7.62アールとなります。

今後農業を行うので、申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと思われます。

担当推進委員からは特に問題ない旨の意見をいただいております。

事務局の説明は以上です。

(会長)

はい。

事務局からの説明、そして担当推進委員からも特に問題なしとの意見がございました。

それでは3条の2番についてこれより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。

なしとの意見がございましたので取りまとめたいと思います。それでは3条の2番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして3条の3番について、本日担当推進委員が欠席のため、事務局の説明と、推進委員の意見も併せてお願いいたします。

(事務局)

はい。

住宅地図の冊子3ページをご覧ください。

今回の申請は売買による所有権の移転です。

申請農地は農地区域内の農地です。

譲受人は自己所有地で野菜を栽培してとのことです。

農業経営に必要な農機具は所有しております。

農業は譲受人1人で行う予定とのことです。

農地取得は果樹を栽培する計画です。

取得後の耕作面積は4.35アールとなります。

今後農業を行うので申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと思われます。

担当の推進委員からは特に問題ないとの意見をいただいております。

事務局の説明は以上です。

(会長)

はい。

事務局からの説明、そして担当推進委員からも特に問題なしとの意見がございました。

それでは3条の3番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

なしの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは3条の3番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして3条の4番について、事務局の説明の後、曾根田推進委員の意見をお願いします。

(事務局)

はい。

住宅地図の冊子4ページをご覧ください。

今回の申請は売買による所有権の移転です。

申請農地は農用地区域外の農地です。

譲受人は自己所有地で米や野菜、果樹を栽培してとのこと。

農業経営に必要な農機具は所有しております。

農業は譲受人1人で行う予定です。

農地取得は採草地として利用する計画です。

取得後の耕作面積は397.68アールとなります。

今後農業を行うので申請農地周辺地域の農業上の支障は予想されないと思われます。

事務局からの説明は以上です。

(会長)

はい。

事務局から説明そして担当推進委員からも特に問題なしとの意見がございました。

まだなかったから。

ごめんなさい。

それはごめんなさい。

(曾根田推進委員)

はい。

特に問題ないと思います。

(会長)

はい。

ありがとうございました。

そうかそうか。

ごめんなさい。

事務局から説明、そして、担当推進委員からも特に問題なしとの意見がございました。
それでは3条の3番について、4番について、これより意見等求めたいと思います。
どなたかございましたら、挙手をもってお願いします。

はい。

なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは3条の4番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして3条の5番から9番については、申請案件ごとに申請地及び譲渡人の欄に、示す申請人は異なりますが、譲受人の欄に示す申請人はすべて[] 株式会社代表取締役社長であり、申請内容も同一でありますので、一括して審議いたします。

欠席。

はい。

そういうことで担当推進委員さんが欠席のために、事務局の説明と推進委員の意見もあわせてお願いいたします。

(事務局)

まず、説明に入るまでにこれまでに[] が送水管の埋設に関する地役権を申請した土地と、今回申請された土地を地区別に分けた地図を説明したいと思います。

これまでに申請させられた農地は黄色。

今回申請は空色で表しております。

今回の申請は、稲垣地区が2件で、今回2筆で池田地区が3件の4筆となっております。

まず、今池田地区の状況です。

はい。

はい。

新女島地区の今回の申請に関してはありません。

西浜地区と東浜地区の今回のこれまでの申請と今回の申請はありません。

はい。

説明に入る前にですね、前回も話があったので、一応[] の今回の3条の地図の方も一応見せていいとのことだったので、一応地図スライドで載せております。

説明に入ります。

住宅地図の5から9ページをご覧ください。

今回の申請は農地法3条による地役権の設定です。

地役権とは、一定の目的の範囲内で、他人の土地を自分の土地のために利用する際の権利の設定のことです。

今回は設定する土地が農地であるため、農地法3条の申請が必要となります。

今後、農地として利用できるか、周辺の農地には支障はないか、ご確認いただけたらと思います。

担当の推進委員の意見として、まず、本件は、設置当時の契約書がないため、内容に詳細な経緯が不明で確信的な意見はできません。

経緯から本件は■が70年前に埋設した送水管が女島の住宅の地下に送水管埋設されたことが騒ぎとなって訴訟に至ったと聞いております。

これまで漏水の問題発生は内々に処理されてたようです。

しかし、■は70年も収益を行ったにもかかわらず、訴訟判決を利用し自社に有意な地役権設定登記。登録期のための農地法3条の申請に至ったと考えられる。とあります。

あと次に水を一日当たり5万から6万トン送水する、すれば、送水管の劣化破損漏水は必ず起こると考え、被害は、地役権者にとどまる周辺に及ぼすようなことが想定される。とまず一つあります。

まず水の送水管の件に関してですけど、送水管で何かしらの問題があったときは、■の方が責任を持って対応するとのこと。事前に確認済みです。

また、漏水等が起こった時はシートなどで補修などをしているとのことを、■の方から伺っております。

なので漏水に関する問題に関しても、■が事前に、その辺の管理を行うということで話を伺っています。

次に、これまでの経緯として、構造送水管の設置場所を地権者に示すだけでなく少なくとも設置当時の契約された地域に明確な位置情報を示した上、申請等を進めるのが、誠意ある現在の企業と思えるという意見があります。

まず、申請を受けた時点で、まず、今回申請に至るまでに土地を持ってる方々には、■の方が、事前に説明会を開いているとの話を伺っております。

また、今回この申請、1筆ずつの申請に関しては、■と両者の合意があった上、さらに何かしら問題が起こったときは、■の方が対応するとの話を聞いているので、申請を受け付ける段階で問題ないかと考えます。

次に送水管による事故防止、発生防止は無論であるが、企業は人が変わる過去の出来事もあり、地役権設定は長期的に地権者にとって大きな不利になると考えられ、さらには、現地手続き地権者に被害が及ぶ恐れがある。地役権設定の重みを十分考慮した上で判断を求めるとあります。

一応ですね、地役権者に関して不利とかにならないよう一応うちが申請受け付ける段階でですね、地権者との今回の■の地役権を設定しますよっていうような誓約書の方をですね、もう書いて添付してもらうようにしております。

また、隣接地権者とかなどに被害が及ぼす恐れがあるということで、送水管によって起こる問題等は、■の方が、対応しっかり対応するっていうところと、漏水等に関しても、過去起こった時などはシートを張るなどして、完了しているという話を聞いているので、申請を受け付ける段階で問題はなかったのか、ないと考えます。

事務局からの説明及び担当推進委員の説明は以上です。

(会長)

そして担当推進委員からの議案が述べられました。

それでは3条の5番から9番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。

どうぞ。

吉岡委員。

（吉岡委員）

今の資料の読み上げですね、ちょっと全体の把握は難しかったんですよ。

それで、印刷物、配っていただくようなことはできないんでしょうか。

これ。

はい。

今読み上げた資料ですね。

意見書はですね皆さんのところに入っていないか、入っていないか。

（吉岡委員）

いただけるのであれば、目で確認させていただいた方が正確にわかると思うんですよ。

もう、今でなくても良いと思うんですが、それともう、もう1点。

それは後で結構です。

それともう1点ございます。

過去、漏水の事故等が発生して、が対応したといった内容だったんですけども。

何件ほど、どのような地点で発生したのか、いつ頃とかですね、そういった具体的なものが示していただけないかなとこの、図面上でもですね。

というふうに今の説明を聞いて感じたんですけども。

（会長）

これ。

事務局。

（事務局）

特に今回の申請地に関することでは伺っておりません。

あくまで説明としてですねその意見書の中で、漏水等の問題が起こることが考えられるとあったので、もし起こった時の対応はされたり、以前されたことがあるのかとかですね、現状され、もしなかったらどういうことをするのかっていうところで、シートでの保護っていうような漏水の制御をしたっていうような、ことでお聞きしています。

（吉岡委員）

先ほどの説明では、過去、漏水事故が発生して、側が対応したというふうに聞いたと思うんですけども。

そういった事例がどこで、全体の地図上の中でも発生したのか、どの程度の被害が出たのかとかですね。

対応が必要であったのかといったような、その具体的な内容が知ればということなんですけれども。

(会長)

はい。

局長。

(局長)

はい。

すいませんその件についてお答えをさせていただきます。

現状において件数であったり、どういった、いわゆる事故であったとか、というような部分については、申し訳ございません事務局の方は、把握をしておりません。で次回でということで、ご許可いただけるのであれば、この後また■さん等々にお願いをしてですね、過去どういったものが、どの地域で、あったのか、どういうふうな状況であったのか、可能な限り、資料という形で配布させていただきたいと思いますが、それでよろしゅうございますでしょうか。

(会長)

はい。

吉岡委員、よろしいですか。

はい。

他にどなたかございませんか。

はい。

飛高委員。

(飛高委員)

何かどうか、出し絞るっていうか、何か感じだったんだな。

だからその、やはり審議する時には、一番ベストな書類っていうのかな、最初から出してくれると言わんでもいいようなことを言うて。

山田さんが悪者になったことはないんだけどやっぱり言わんといけんようになるんで、そこんところは事務局もやっぱ気をつけてもらいたいと思います。

(会長)

はい。

事務局、局長。

(局長)

はい。

お答えをいたします。

今委員に言われた通りでございます。

出せるものは出すという形で対応すべきでございましたけども、今スライドの方に出ておりますけども、若干ストップして、こういうふうな図面でありますちょっと場所も、写真であればですね、この位置だというふうなものがわかりやすいんですけども、こういったいわゆる白黒の、字図の中に入っているというようなこともございまして、若干こちらの方もこれを出してもいかが

なものかなというような部分もございました。

で、前回の意見等もいただきまして事務局の方で協議をし、また、 さんとも協議をしたんですけども、添付書類の中にこういったものがあるということで、これについてもちょっとわかりにくいかなと思うんですけども、これが現在出されているものでございますので、これについては今後も継続して、お示しをしていきたいと思います。

若干順序がそういうふうな形で前後した部分もございます。

ご了承いただければと思います。

（会長）

飛高委員どうでしょうか。

よろしいですか。

他にどなたかございますか。

いいですか。

はい。

それではないようでございますので取りまとめたいと思います。

それでは3条の5番から9番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで、許可したいと思います。

以上で、農地法第3条に関する9件の審議を終わります。

続きまして、議案第31号農地法第4条の規定による許可申請についてを議案審議いたします。

議案書5ページの4条の一番について事務局の説明の後、藤原推進委員の意見をお願いします。

（事務局）

はい。

四条の一番についてご説明いたします。

お配りしている地図の10ページをご覧ください。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い、第二種農地の畑と田です。

廃材の廃材仮置き場及び資材置き場用地の用途による申請です。

申請者は、自身が営む不動産仲介業に関わる片付け等で発生した廃材等の仮置き場として、既存の資材置き場を検討しましたが、既存の資材置き場は住宅地の中にあり、材木等が置きづらく、また面積が手狭であるため、今回の申請により、申請地を廃材等の仮置き場として利用する計画です。

なお申請地は、令和6年7月29日付で、農用地区域内農地から除外、農振除外されていることを申し添えます。

申請地では、不動産仲介業、宅地造成工事に関わる片付け等で発生した廃材等、倉庫、物置等の解体による木材と、約10トン、その他残土等約10トンの仮置き場。

進入路及び通路、搬入作業車両転回スペースを含むを設けます。

なお土砂については、一部を宅地造成工事等で再利用します。

また、木くず関係の廃材は産業廃棄物のため、大分県南部保健所に保管届け出を行っており、保

管後は産業廃棄物処理施設に持ち込みます。造成工事は現状のまま利用し、隣接する弥生土地改良区管理の用水路に放流される申請地へ申請地内、西側境界部分の雨水排水路については、当初、排水樹暗渠パイプを設置予定でしたが、周囲の雨水排水は自然浸透するため、土砂の流出崩壊の恐れはないと思われます。

水利権はありません。

許可基準は、運用通知第2、1、両括弧1、カの（イ）第二種農地の許可要件申請に関わる農地に代えて、周辺の他の土地を供することによっては、当該申請に係る事業の目的を達成することができないと認める場合に該当します。

事務局の説明は以上です。

（会長）

はい。

続きまして、藤原推進委員をお願いします。

（藤原推進委員）

はい。

特に問題はないと思われますが、隣接して農業用水路があるので、資材、仮置き場及び廃材仮置き場及び資材置き場として利用されるようなので、水路の方に土砂の流用がないように十分注意して使うようお願いを申し上げます。

（会長）

はい。

ありがとうございました。

はい。

事務局からの説明と担当推進委員からもですね、特に問題なしとの意見がございました。

それでは4条1番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いします。

はい。

なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは4条の一番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして、四条の2番について事務局の説明の後、上杉推進委員の意見ををお願いします。

（事務局）

はい。

四条の2番についてご説明いたします。

お配りしている地図の11ページをご覧ください。

申請地は、都市計画区域内、第二種住居地域の第三種農地の田です。

倉庫兼風呂場及び駐車場の用途による申請です。

申請者の自宅敷地には駐車場がなく、来客者は、路上駐車していたため、自社購入に合わせて、自宅に隣接する申請地。416 番 3 に駐車場を整備して使用している状況です。

また、申請地 417 番は倉庫兼風呂場として自宅建築時から使用しており、申請地 418 番には物干し場として使用しているため、今回始末書を添付しての追認申請となっております。

申請地では、個人用 1 台、来客用 2 台、合計 3 台分の駐車場を整備し、また、倉庫兼風呂場、約 32.37 平方メートル及び物干し場用地として利用します。

すでに転用済みであり、新たに工事をすることはありませんので、周囲の被害はありません。水利権はありません。

許可基準は、運用通知第 2、1、両括弧 1、エの両括弧イ、第三種農地の許可要件、第三種農地の転用は許可をすることができるに該当します。

事務局の説明は以上です。

(会長)

はい。

続きまして上杉推進委員お願いします。

(上杉推進委員)

前の写真の通りも、駐車場等々でき上がってまして、始末書の方で申し訳ないということを使用しております。

それによって、特に問題ないと思われます。

以上です。

(会長)

はい。

ありがとうございました。

事務局から説明、そして担当推進委員からも始末書も添付されており、現状でも問題ないという意見でございました。

それでは、四条の 2 番についてこれより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。

なしとの意見がございましたので取りまとめたいと思います。

それでは四条の 2 番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで、許可したいと思います。

以上で、農地法第 4 条に関する 2 件の審議を終わります。

続きまして議案 6 ページの五条の一番について、議案第 32 号ですね、農地法第五条の規定による許可申請については議案審議いたします。

議案書 6 ページの五条の一番について、事務局の説明の後、担当推進員が欠席でございますので、推進委員の意見もあわせてお願いいたします。

(事務局)

はい。

五条の一番についてご説明いたします。

地図の 12 ページをご覧ください。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第二種農地の田です。

一般住宅としての用途による申請です。

貸し人の孫である借人は結婚して、家族が増えたことにより、借家が手狭となったため、新たに住宅を建築することになりました。

なお、申請地の一部は、令和 2 年 4 月 1 日より、貸し人が敷石を設置し、庭として利用していたため、今回申請には、申請に連名での始末書が添付されています。

申請地では木造平屋建て、建築面積 115.93 平方メートルの住宅を建築します。

造成工事は現状のまま利用し、隣地境界にはフェンスを設置するため、土砂の流出崩壊の恐れはないと思われます。

また、汚水処理生活排水は合併処理浄化槽を設置し、処理水は雨水とともに隣接水路に放流します。

水利権はありません。

許可基準は、運用通知第 2、1 両括弧 1 カの両括弧イ、第二種農地の許可要件申請に関わる農地に代えて、周辺の他の土地を供することによっては、当該申請に係る事業の目的を達成することができないと認められる場合に該当します。

事務局の説明は以上です。

担当の推進委員さんからは、本案件は、一部をすでに農地以外として利用しており、無断転用ですが、始末書も添付されており、現地に関しては問題ない旨の意見書をいただいています。

以上です。

(会長)

はい。

事務局の説明と担当推進委員もですね、始末書も添付されており現地については問題ないという意見でございました。

それでは五条の一番についてこれより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いします。

はい。

なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは五条の一番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして五条の 2 番について、事務局の説明の後、一瀬推進委員の意見をお願いします。

(事務局)

はい。

五条の 2 番についてご説明いたします。

地図の 13 ページをご覧ください。

申請地は、土地改良事業が行われた第 1 種農地の田です。

貸し宅地拡張及び貸し診療用地としての用途による申請です。

譲受人の子は、申請地に隣接する 446 番 5 に住宅を建築し、平屋の建物と駐車場等を配置した結果、敷地が狭く、来客用の駐車スペースや庭敷地が確保できない状況となりました。

よって、今回の申請により、譲受人が、宅地拡張用地進入路用地として土地造成を行い、隣接する 446 番 5 に居住する子に貸し付ける計画です。

なお、申請地の一部は、令和 6 年 5 月ごろより、譲り渡し人が、側溝コンクリート舗装を施工し、進入路用として利用しているため、今回始末書を添付しての一部追認申請となっております。

また、申請地は令和 6 年 10 月 7 日付で、農用地区域内農地から除外、農振除外されていることを申し添えます。

申請地では、来客用 1 台分の駐車スペースと、庭敷地、子供の遊び場等及び進入路を設けます。造成工事は整地のみで、南東側にはコンクリートブロック 1 段積みも設置するため、土砂の流出崩壊の恐れはないと思われます。

また、雨水は自然浸透自然流下します。

水利権はありません。

許可基準は、運用通知第 2、1 両括弧 1 の両括弧 2 の両括弧イ。

第 1 種農地の許可基準の例外規定。

既存施設の拡張にあつて、拡張に関わる部分の敷地の面積が、既存の敷地の既存の施設の敷地の面積の 2 分の 1 の 2 分の 1 を超えないものに該当します。

事務局の説明は以上です。

(会長)

続きまして、一瀬推進委員お願いします。

(一瀬推進委員)

はい。

案件というか申請については、農地周辺農地には何ら問題はないと思います。

ただですね前回、この案件が農振除外申請をしてるんですね。

その時でもありますねやっぱりすでに、移転登記というか、分筆の登記も終わっておるし、そのあとに、除外申請出てくると、この順番が違うんじゃないかなと。

思います。

今回ももう使用してたから始末書をつけて出してる。

始末書を出せばいいのかってということなんですけども。

やはりもっとですね、事前に新築されてるわけなんで、設計プランナーとか、将来設計というのはやっぱり重要ですので、もっと綿密な打ち合わせをするべきじゃなかったかと思いますね。

僕も実は住宅メーカーにおったもんですから、これちょっと初歩的なミスじゃないかなと、設計ミスじゃないかなと。

トータルとしてもすでにこの土地は予測されてたと思うんですね。

子供さんが次々にこの１年で生まれてるわけないわけですから。

子供のために必要というのもともと分かってたわけなんで、設計にちゃんと組み入れてやるべきじゃなかったかと思います。

書類上はねもう順番がもう前後してますけども。

いきさつようになってるようにありますけども許可せざるをえないなとは思いますが。

以上です。

（会長）

はい。

ありがとうございました。

事務局から説明と担当推進委員から始末書も添付されておるけれども、計画がずさんではないかと。手順がちょっと間違ってるんじゃないかという意見がありました。

それでは、五条の２番についてこれより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい意見ないですか。

ないようでございますのでそれでは取りまとめたいと思います。

それでは、五条の２番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで、許可したいと思います。

以上で、農地法第五条に関する２件の審議を終わります。

それでは今回の議案審議を取りまとめたいと思います。

議案 30 号、農地法第三条の 9 件につきましては、許可したいと思います。

議案第 31 号農地法四条の 2 件につきましても許可したいと思います。

議案 32 号、農地法第五条の 2 件につきましても許可したいと思います。

続きましてその他の項目の丸一、非農地の証明願についてを議題といたします。

番号 1 について、事務局の説明の後、一瀬委員の意見をお願いします。

（事務局）

はい。

それでは、非農地証明願一番を説明いたします。

申請地の調査は、10 月 11 日に担当地区の一瀬推進員と事務局で実施しました。

申請地は佐伯市弥生大字尺間の一筆です。

申請地の土地の表示申請人は議案書の通りです。

本申請地は平成 15 年頃から、農道がなく、便利が悪いため耕作者がおらず、放置されたため、竹が繁殖し、山林化しております。

現況は、前方の画面に映し出している通りで、この土地を農地に復元するのは周囲の状況から判断すれば困難な状況です。

また、この申請地へ行く方法は、一番のように、川の中を渡っていく以外方法がない状況です。

事務局からの説明は以上です。

(会長)

続きまして一瀬推進委員お願いします。

(一瀬推進委員)

ご覧の通りですね、井崎川ちゅうか、すごく広い川がもう台風のと看これがかまるでしてるところが見えないぐらいまで冠水するような地域でして、とても入ることもできないんじゃないかと。上の道路からという状況です。

以上です。

(会長)

はい事務局からの説明そして担当推進委員からも、特に問題なしという意見は聞かれなかったんですけども、ご覧の通りだということでございます。

それでは番号一番についてこれより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いします。

はい。

なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは番号を何かありますか。

はい。

番号を一番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして番号2番について、事務局の説明の後、はい。

番号2について本日担当推進委員が欠席のため、事務局より説明と推進委員の意見も併せてお願いします。

(事務局)

はい。

非農地証明願2番の説明をいたします。

申請地の調査は10月18日、担当地区の坂本推進委員と事務局で実施をいたしました。

申請地は、佐伯市上浦、大字浅海井の一筆です。

申請地の土地の表示は申請、土地との表示申請人等は、議案書の通りです。

本申請地は、前所有者が平成16年に相続していますが、相続時点から耕作者がおらず、放置されたため山林化しております。

現況は前方画面に映し出している通りで、この土地を農地に復元するのは周囲の状況から判断すれば困難な状況です。

よって、本申請地は、非農地証明書発行基準要領第2の5に該当いたします。

なお、地元推進委員からは特に問題なしとの意見書をいただいております。

事務局からの説明は以上です。

(会長)

はい事務局からの説明、当担当推進からも問題ないとの意見がございました。

それでは番号２番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。

なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは番号２番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで、許可したいと思います。

以上で非農地証明願に関する２件の審議を終わります。

それではここで一旦休憩をさせていただきます。

再開を１５時といたしたいと思いますよろしいですか。

休憩

(会長)

はい。

皆さんおそろいでございますので再開いたします。

続きましてその他の項目②。

佐伯市農業振興地域整備計画の変更に係る意見書の提出についてを議題とします。

申請区分欄の除外に示す２件については本年７月に開催した第７回佐伯市農業委員会において審議済みであるため、申請区分欄の編入に示す３件についてのみ審議いたします。

最初に箇所番号３について、農政課の説明の後、岡田委員の意見をお願いいたします。

あれ、岡田さんは今日は休みやな。

はい。わかりました。

はい。それじゃ農政課の説明お願いします。

(農政課)

お世話になります。

農政課岡部と申しますよろしくお願いします。

今回ですな仮称番号３にあります、農振の編入。

農業振興地域整備計画のうちの農振農用地の編入について、今回３件お願いいたします。

まず箇所番号３につきましては宇目大平になります。

場所は宇目大平です。

こちらではですな県営の事業、補助事業を活用して栗の植栽を目指していく予定になっております。

そのために、農振農用地への編入が必要になりますので、今回申請をいただき、農業委員会の方でご審議いただけたらと思い、提出した次第であります。

よろしくお願いします。

(会長)

ごめんなさい。

スイッチ入れてなかった。

岡田推進委員が欠席ですので事務局の方で何か預かってたらそれを報告してください。

(農政課)

すいませんよろしいでしょうか。

すいません。

ちょっと言葉が足りず申し訳ありません。

この農業振興地域整備計画、農振農用地への編入の申請をいただく中で、地元の推進委員さんからの意見書という欄がありまして、そちらに岡田委員さんとお会いしまして、お話をして、いいんじゃないかなろうかっていうことで、お話を一筆いただいております。

(会長)

はい。

それでは農政課からの説明と担当推進からも特に問題ないとの意見がございました。

それでは箇所番号3番について、これより、3番目。

3番についてこれより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。

はい。

矢野委員。

(矢野委員)

14番の矢野です。

ちょっとお尋ねします。

この意味はよくわかったんですけど、この後この事業としてクリか何かをするということでもいいですね。

前回我々も、これ6年5月8日に有限会社■■■■の拡大に向けた協議ということをや目で行っております。

それでこっちの方はまだ解決したかどうかの報告を受けてないんで。

私も現地にも入ってみました、ちょっと無理かなという意見もあったんですけど、今後のことにつきまして大変大きなこれ面積だと。

栗って大変です、実際にあたって確実にでき上がるのかなという不安を少し持っております。

その辺について、事務局としても、こういう方法であれば大丈夫だろうと、うちの方農林公社も大分手がけておりますけど。

それについてもうちょっとこう、目なで、結局こっちの身に振りかかってくる。

かかってもいいんですけど、そういうことをもうちょっと、きちんとしていただくといいかなと。

いつ頃からとかなくて今、答えられる範囲で結構です。

大筋で結構です。

お願いします。

(会長)

はい。

事務局。

(農政課)

はい。

えっとですね。こちらにつきましては今回9月20日に受け付けをしまして、栗をする農地の中で、農振農用地に入っていない部分を補助金の活用を目的として、農振農用地に編入をしたいということでの書類手続きになります。

今後ですねこれは県の方にも諮りまして、今年度中に農振農用地への編入を目指しております。

それが完了した後にですね、県の県営の基盤整備事業にかけて、農地の地面の整備ですねそこから柵であったり鳥獣害柵であったり、植栽であったりっていう流れになります。

これに関して県の普及員であるとか、県の農林基盤部、それから生産流通部のフォローであったりとか、市役所、農政課の方も合わせて一緒に支援をしていく予定にしております。

なので技術的な支援それからの環境の支援整備、そういったものを今後、ずっと一緒になってやっていく予定にしております。

以上です。

(会長)

はい。

いいですか。

(農政課)

はい。

よろしくお願いします。

(会長)

はい。

飛高委員。

(飛高委員)

4番の飛高です。

前、農振の保留にした部分があったと思うんやな。

過去、申請の書類が十分じゃなくって、図面が十分じゃなくってこれじゃあ判断はできないということ。

それと同じでやっぱり今時点の、今岡部さんが言うたような口頭で言うたような、部分を、何年

の何月に、基盤整備をして、いつごろから植樹かをするというような申請は具体的に出ちゃうのかな。

(会長)

はい事務局、はい。

(農政課)

すいません。

まず、先ほど最初におっしゃっていただきました大字長谷の件なんですけれども。

あちらにつきましては地権者の方から、今回ちょっと書類の準備、もうちょっとできてないものありまして、一応取り下げという形でですね、書類を伺って一応もう取り下げの手続きを行いましたので、すいません。

遅くなりましたがご報告いたします。

それから、すいませんちょっと今手持ちで資料がないもんですから、はっきりとした時期をすいませんお伝えすることができないんですけれども。

今回のこの宇目大平の栗の植栽についての今後の、何年後の何月頃に何をしてっていう計画は、立ててやっております。

はい。

すいませんちょっと今手元で具体的なお伝えができなくて申し訳ないんですけれども、計画自体は立ててですね、それに沿ってやっていっております。

よろしくお願いします。

(会長)

はい。

飛高委員。

(飛高委員)

これとさっき言った長谷か、関係ないんですけど一応意見として、農業委員会で、申請時点での添付書類なんかはやっぱり、明記をして、こういう書類があるんだとか、具体的に明記をして大分何かがちゃんとしてるので。

そういう取り組みをして欲しいというようなお願いもしとったんですけど、今時点でどうなっちゃうのが、やるやらんのかやるんか。

もう今、今まで通りでいくという考えなのか、それで取り下げたんですけど。

あれを認めちゃったら逆にここ農業委員会が問題じゃったんじゃないかと思いますけど、どうでしょうか。

(会長)

はい。

事務局。

（農政課）

まずですね、申請に関する必要な書類っていうのは、一応窓口でお伝えする中でですね、申請書類、お配りする書類の中にその辺を明記して準備していただいているようなところありますので、随時必要な書類であるとか、必要な書類については更新を行っております。

それから、長谷の件につきましては、再度ちょっと内部でも見直しを行いまして、先日のようなことがないような形で受け付けを今後もしていくように、改善をしていっております。

よろしくお願いします。

（会長）

どうぞ。

（飛高委員）

何かこう明記されたんがあるのかな。申請の場合は、これとこれを、この申請についてはこれとこれの添付をせんといけんというような、何か文章化したもんがあるのかな。

（農政課）

はい。

はい。

すいません。

窓口でですね、申請者の方にお配りしている書類、まず申請書、それから、説明資料、そういった中に、必要な書類であるとか、係る必要な手続きの流れであったりとか、そういったものを紹介する文書が常備しております。

（飛高委員）

長谷の場合はその時点から何か変わったことがあるんか。長谷の時もそういうことでお渡ししたんだろ。渡したけど農業委員からすると十分な説明資料じゃなかったということで、保留になったんやな。

ほいでそれ以降何か改善されて、こういう書類を添付するようにしたとか、何か具体的にあるんかな。

（会長）

はい事務局。

（農政課）

はい。

長谷の場合はですね、当時の地権者の方、地権者の息子さんがそこで事業をするにあたっての、ちょっと計画の中で曖昧な部分が多かったため、こちらで審議していただいた資料が、当時ちょっと準備できる最終のもの。

ということで、お預かりした経緯はあります。

なので、ああいった現場の図面であるとか、そういったものは、農振の除外の後に何かそういつ

た事業を行う場合には、通常求めているものであります。

ただ、あの時はちょっとすいません。

相手の方のちょっとその後の予定っていうのがなかなか、まだ決まっていなかったもので、ああいった形でしか、すいませんちょっと、いただけなかったっていうのが、当時の経緯になります。

（飛高委員）

受け付けをする方としても、やはりこの申請に対してはこれとこれとこれが書類がそろわんと受け付けられできませんよっていう方が楽だと思ふんやな。

明記しちよって。

受けとる方としても、ほいでもうこれはこれが抜けてるから、これがそろうまでは受け付けできませんよっていう方が、その受け付ける方も楽だと思ふんです。

それで、そういうことを浸透させていくうちに、農振の編入除外にしても、やっぱり完全に書類がそろってないから受け付けるのじゃの、自然と市民が知ってくると思ふんだらう。

やっぱりそういうような体制を作らんといけないんじゃないかと思ふんだよ。

でないとこの間も書類が中途半端。

あんたと受け付けた方がいいと思ふて受けたんか知らんけんの。

農業委員会としては、十分審議ができるということで保留したわけやな。

それで結果的に取り下げたわけじゃん。

及び農業委員会の判断が正しかったっていうことになるわけ。

言いたいのは、岡部君に文句じゃねえで、岡部君も受け付けるときに、受け付けやすいというんか。方法なんか見つけたほうがいいんじゃないかということでもあります。おわります。

（会長）

はい。

他にどなたかございますかはい。

波戸崎君。

（波戸崎委員）

農地の造成開墾とかについてまだちょっと疎いところがすごくあるんですけど、この宇目の山奥のですね、山の中にですね、農地じゃないところを農地にして、農振を作ると、これって、農政課とか、行政側から関係機関、関係の企業さんにしませんかっていう話だったんですか。

（会長）

はい事務局。

（農政課）

はい。

今回ですね、農振農用地に編入したいというふうにお話を伺ってる場所は、地目が田んぼ、畑になっております。

ごめんなさい。

原野もあります。こういった部分でですね、南部振興局、県の普及員さんとかが、企業さんからこういった、作物を作りたい、農業をしたいって言った時に、したいんだけどっていう相談、またはもう場合によってはその品目を指定せずにですね、農業への参入をご希望されてる方、企業さんからの紹介。じゃごめんなさい。

相談をですね、いただくことがあります。

そのときに、どの辺でやりたいとか、何をやりたいとか、あと経営規模であるとか、そういったのをですね、市役所であったり、県の南部振興局、または県庁の方で相談をいただきまして、それでお話する中でそれにみあった場所、みあった品目、それをご紹介します。

その中で今回、地元の企業さんが、地元で栗をしたいんだ、新しい農地、こういったところがあるんでどうでしょうかっていう紹介をしてですね。

今からこの補助事業を使って、伐採、抜根、草刈とかを通じてその畑に、栗今回はもうその栗なんですけれども、栗の植栽に向けた準備をしていきます。

はい。ですので、一応農振農用地、場所はもう畑、原野。

ただこれについては、県の方に確認をして、農振農用地への編入が、可能な場所といいますか、農地を活用した、今後のそういった果樹、花き、そういった生産に向けた準備の段階として、そういった関わりを持っていったような次第です。

（波戸崎委員）

はい。

クリを植えるっていうことなんですけど、例えばその5年後10年後、栗がものになった時にどれぐらいの売り上げというか収益があるのか例えば、ね、今現状で、栗が何か健康食品なんてこれからどんどん需要が伸びるよとかっていうんであればわかるんですけど、こんな山奥にですね、お金になるかならないかわからない作物を作って、今平野部でも耕作放棄地がどんどん、どうしようかっていう話になってるのに、何かまた畑にするけどまた放棄地になるんじゃないのかなっていうふうなところに予算を割くっていうことがちょっと僕の中ではちょっと理解ができなくてですね、もっと農振な農業が盛んなところで、予算が欲しいところでたくさんあるはずなんですよ。

で、わざわざそこにこう予算を作るっていうメリットというか本当にその栗をやっているって、ここはもう、例えば10年20年30年農地として維持されるっていうその栗をつくるメリットみたいなのがちょっとよく、見えないんですよ。

それに対してちょっと説明をしていただきたいと思います。

（会長）

はい。

事務局。

（農政課）

はい。

すいませんちょっと私がですね最初のこの栗をする、この企業さんが手を挙げたっていうところのその経緯にすいませんちょっと立ち会ってないもんですから。

ただ、こちらの地元の企業さんが、もう栗をやりたい。

地元で地元宇目自体がもともとやっぱり栗をされてる地域なものですから。

そこで、新しく自分たちも栗をやりたい。広げていきたいという中での今回こういった場所を紹介したような経緯と伺っております。

先ほどおっしゃっていただきました、佐伯市内にも、他にも耕作放棄地であるとか、荒れてるところがあるっていうところなんですけれども、そういった部分もですね。

その他の企業さんであったり個人の方であったり、農業をされたい、こういった品目やりたいんだけどいいとこないかなとか、そういったお話が出てきた時にですね、いろいろ南部振興局うちもいろいろ情報を共有しながらですね、その品目に適した場所であったりとか面積、ご希望する面積に合ったところを都度都度ご紹介していったような、今最中といたしますか。

はい。

時期であります。

はい。

(会長)

先ほど波戸崎君が質問あった栗の経営指標、そういったものを、農政課の方で持ってるんじゃないか。

(農政課)

すいません。

はい。

今日ちょっとごめんなさい。

こちら今手持ちの資料として準備がないんですけれども。

企業さんとかが、農業を始めるこの品目でこれぐらいの規模でやるって言った時には、その収支計画っていうことですね、5年10年先の、収益の量であるとか、金額であるとか、そういったものを示しするものっていうのは、準備していったところであります。

ごめんなさい。

今ちょっとすいませんこちらで、すいません。

ここにちょっと手持ちがないものですから。

(会長)

はい。

はい。

塩月委員。

(塩月委員)

16番の塩月です。

参考になるかわからないんですけど。

多分な。

栗が何で宇目かっていうあれで、さっき事務方の方のもちょっとあったけど、適地適作じゃなん

で、米水津、鶴見、蒲江がレモンなんかやっぱり蒲江の方にも、私の地区にも、企業参入でレモンを作りたいって来たんですけど、じゃあ何でここなんですかって言ったんですよ。

そしたら温かい、潮風が当たる。

やっぱり適地適作。で栗は蒲江にも、結構植えてる人おらおられます。団地みたいに畑1枚パーッと。

だけど、99%みんな枯れてます。

やはり適地適作でないということですね、栗は。

だから1本か2本植える分には大丈夫なんですよ。

これを集散的に団地化して、経営の中に持っていこうとすると、やっぱり栗とか蒲江では無理があるようにあります。

現状に本当に枯れてます。

それは岡部君もご存知ですね。

それを私がいつも見回る時によく気にして見てるんですけど、やっぱり蒲江はあったかいから、もう奥も、宇目の奥も一緒かと思えますけど猪にはかないません。

栗の5センチ。ゴルフボールぐらいのがちょっとなるんですけど、もうねどやしです。

そういう環境もあります。

多分、適地適作の寒暖の差があるところでないと、栗はちょっと営業は難しいんじゃないかな。

そのまま団地では無理だなっていうのは私の認識です。

参考になるかわかりませんが。

そういうことです。

ありがとうございました。

(会長)

ありがとうございました。

他にどなたかご意見のある方。

はい。

山田委員。

(山田美之委員)

すいません。

事業者のちょっと確認なんですけれども、有限会社[REDACTED]って、主に土木とか建築とか建設業者だと思うんですけども、農業に参入するにあたり、定款の方もきちっと事業目的、確認されてるっていうことでよろしいですか。

(会長)

はい事務局。

(農政課)

はい。

別分野からのですね、農業参入の方の場合は定款であるとか登記簿とかですね、全部事項証明そ

ういったものに、農業、それからその畑とか田んぼとかの経営以外に、農業にまつわる例えば加工する人であればその加工のに関する部分とか、そういったのも全部含めて、加えていただいた上での実際の営農という流れになっております。

はい。

（山田美之委員）

はい。

すいませんその上で、再度確認なんですけど先ほど波戸崎委員があつたご質問なんですけど、営農計画っていうのはまだ今出てない。

ていうところですよもう出てる。

（農政課）

すいません。

えっとですね一応今後、その基盤整備、農地の交渉から基盤整備をして、植栽。

何年後にどれぐらいの終了見込みっていうのは、南部振興局の普及員さんとかが作って、提示をしていってるような形ですので、ちょっと今、私の方で手元にはないんですけれども、そういったものは示されているという認識でおります。

（会長）

はい。

他にございませんか。

意見ないようですね、一応はい、どうぞ。

矢野委員。

（矢野委員）

はい。

すいません矢野です。ちなみに、宇目の栗と言いましたけど今の現状だけ言ってます。

私は当時、相当な栗を作りまして10何超起こして、残ってるのは1件もありません。

すべて全滅しました。

土地が悪いとかじゃなくて、後継者がいないとかいろんな理由があるんですけど、それにつきましてもちょっとそれを全部込み見た中に、大丈夫かなという悪いんやけどその点も考慮してしっかり頑張ってもらいたいと思います。

以上です。

（会長）

はい。

いいですか。

はい。

他にもう意見がないようでございますので、取りまとめたいと思います。それでは箇所番号3番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

1、5、6、7、8、6、9名。

賛成はい。

それでは賛成多数ということで、箇所番号3についての意見は特になしとします。

はい。

はい。

はい。

どうぞ。

はい。

どうぞ。

(飛高委員)

担当者はやっぱりこういう質問が出る可能性があるのはというような部分がやっぱり添付書類として付けてくれるといいかな。

これを許可したら最後まで生産まで。

行くと思うんや。生産まで行くためのスケジュール、行動計画がおそらく、県の南部振興局で作っちゃうと思うんだけどそういうものをもらって添付してくれると、いらん説明せんでいいような感じになるんじゃないかと思いますんでできたら今からそういうようにお願いします。

(会長)

はい続きまして、箇所番号4について農政課の説明の後、岡田委員が欠席ですので、これもあわせて説明をお願いします。

(農政課)

はい。

箇所番号4です。

こちらと同じく宇目大平で県営の補助事業を活用しまして、栗の造成浸食でになります。

場所はですね鳥山と加鹿野になります。

うん。

はい。

こちらでもですね、やはり田んぼ、畑であつたであろう場所が今の木とかですね草が生えてるところこれをまた農振農用地への編入をしまして、補助事業を活用しながら、切り開き、栗園、栗畑として活用する予定としております。

はい。

すいません。

以上になります。

ごめんなさい。

こちらにつきましても、推進委員さんの岡田さんに直接お会いしてお話をお伝えしまして、こういった荒れたところの整備、利用ということで、いいんじゃないかっていうご意見をいただいております。

よろしくお願いします。

(会長)

はい。

農政課からの説明等担当推進委員さんからも特に問題ないとの意見がございました。

それでは箇所番号4についてこれより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いします。

はい。

どうぞ。

(飛高委員)

と融資は今何しちゃうのかな。

農業か何か申請者が。

(農政課)

すいません。

ですねちょっとごめんなさい私が直接この方ちょっとお会いしてなくてですね、南部振興局の普及委員の方で、日頃相談を受けてるということでですね。

すいませんちょっと情報不足で申し訳ありませんでした。

(会長)

はい。

局長。

(局長)

すいませんは少し知ってるんで宇目のキャンプ村を中心にですね、いわゆる野外キャンプの指導であったり、そういったものもやられておりますし、滝滑りですかね。

木浦の方の、そういったものを事業としてやられてるような、アクティビティー的な活動もされている方です。

以上です。

(会長)

飛高さんも言いいん。聞いたことあったら言うていいんで。

他にどなたかございませんか。

はい、ないようでございますので、取りまとめたいと思います。

それでは箇所番号4番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

賛成多数ということで、箇所番号4についての意見は特になしとします。

続きまして、箇所番号5について、農政課の説明の後、三又推進委員も欠席でございますので、推進委員の意見もあわせてお願いします。

(農政課)

箇所番号5になります。

場所は鶴見吹浦で、329 平方メートルの場所になります。

現在耕作しておらず、地権者に耕作予定も今後ありません。

この という方なんですけれども、地元で漁業関係の仕事をし、仕事といいます会社をされてる方が、ここで今度キウイフルーツの栽培をやっていきます。

その中で、地権者の方にお借りした農地、一筆、農振農用地に入ってなかった指定をされてなかったので、今回補助事業を活用するにあたり、編入の申請をいただいております。

こちらにつきまして推進委員さんの方にもですね、お話ちょっとお会いしてお話をして、進めてくださいということでご意見をいただいております。

以上です。

(会長)

はい。

事務局からの説明と、それから担当推進からも特に問題ないとの意見がございました。

それでは箇所番号5 番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いします。

はい。

飛高委員。

(飛高委員)

将来のことはわからんっていうのが正直やな。

キウイが将来、どのような原料がどうで将来どうなるかというのはなかなか素人で判断ができません。

ただその農業委員が判断するのは、今の時点で、事業をするということで、おそらく県なりが、話しとると思うんよ。だけどその時点での将来図、将来の収支の書類だけはやっぱり出してもらわんと、農業委員として判断ができへんと思うんよ。正直言うて。

ほんで書類が出れば、これ今のところでその補助金は何割あって、それで個人負担がなんぼあって、その収支が何年後にはこげえなるっていうんがあれば、これもう今、11 月 1 日の時点で判断したのはこの種類で問題ないということで判断したんだというふうにできると思うんやろ、これと今のところじゃ、キウイ、ここで農業委員が難しい、なかなか難しいと思うんだしなきゃいけないな。

だけどできたら今後そういう添付書類を。

(会長)

はい事務局。

(農政課)

はい。

ご指摘ありがとうございます。

はい。

収支計画と先ほど宇目の大平の部分でもお話いただきました営農計画書、それから想定問答の準備であったり、設計指標といったものをこちらでお伝えできるような準備を、今後こういった審議をですね、お願いするときには準備していきたいと思います。

今日はありがとうございました。

(会長)

はい。

他にありますか。

今のような意見が出たときには審議がちょっとできないような状況に陥るんですけど。

あくまで県の方が試算をしているということでございますので、その辺りでご判断いただければと思っておりますが、もう意見が出ないようでございますので、取りまとめたいと思います。

それでは箇所番号5番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで、箇所番号5についての意見は特になしとします。

以上で、農業振興地域整備計画の変更に係る意見書の提出に関する3件の審議を終わります。

続きましてその他の項目の③農用地利用集積等促進計画案の、意見聴取についてを議題といたします。

それでは農政課より説明をお願いします。

(農政課)

はい。

農政課の河合です。

よろしくお願いいたします。

お手元の農用地利用集積等促進計画案に沿って説明させていただきます。

2枚目が集計表となっておりますのでご覧ください。

今月の案件は令和7年1月1日開始分の24件となります。

内訳としまして、契約期間10年のものを更新で登記地目、田、4筆2960平米。

それから契約期間19年9月のものを配分替で登記地目田。

16筆で8382平米。

登記地目原野。

一筆で45平米。

なおこの配分替えにつきましては、現在農地中間管理機構が中間保有しているものを受け手に貸し付けるといったものになります。

それから契約期間20年のものが、新規で登記地目田、3筆で5732平米。

以上を合計24筆、面積が1万7119平米となっております。

詳細につきましては、農用地貸し付け調書を添付しておりますので、ご確認ください。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(会長)

はい。

ただいま農政課より農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について説明がございました。

これより質問等を受けたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

ございませんか。

はい。

ないようでございますので、取りまとめたいと思います。

それでは、はい。

はい。

農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで承認したいと思います。

続きましてその他の項目の④佐伯市農地利用最適化推進委員の委嘱案についてを議題といたします。

それでは事務局より説明をお願いします。

(局長)

説明いたしますが、別紙の別紙1枚なりの紙に一番上に(4) その他というものがあります。

(4) でその下に④って書いてる部分。

書類、資料です。

これによって説明をさせていただきます。

④佐伯市農地利用最適化推進委員の委嘱案についてということで、読み上げをいたします。

令和6年7月より欠員となっていた蒲江3区を担当する佐伯市農地利用最適化推進委員について、欠員を補充するための公募を行った結果、下記ウに示すもの、以下応募者といえますけれども、より応募がございました。

運営委員会で協議を行った結果、当該応募者が適任であると判断したため、蒲江3区を担当する佐伯市農地利用最適化推進委員として、委嘱するものでございます。

これまでの経緯でございますけれども、蒲江3区を担当する農地利用最適化推進委員の松尾孫重さんが本年3月に病気を発症し、発症から4ヶ月が経過した時点で、現在も入院を継続しており回復は無理であると、旨の確認をいたしました。

その後離職の要望も受けまして、これを受けて、農業委員会等に関する法律第21条第1項の規定によりまして、令和6年7月3日に開催いたしました、第7回農業委員会におきまして、当該委員の解嘱を全会一致で、同意し、同日に解嘱をしたものでございます。

次にこれまでの経緯につきましてですが、先ほど申しましたように7月3日に解嘱で、9月1日より公募等を行いまして、当初は9月末を締め切りにしてございましたけれども、応募者がいないということで1ヶ月間延長いたしまして、昨日までを応募期間としております。

10月の7日に1名応募をいたしております。

その後10月の28日に、開催しました運営委員会において、当該者に関する協議、判断等を行っております。

ただ、これにつきましてはまだ締切日が到達しておりませんでしたので、締切日までに、他の方がいないという、前提条件のもと判断をさせていただいております。

昨日締め切りを終えまして、1名のみ応募ということでございました。

本日、当委員会の方に委嘱案を審議をお願いをしている次第でございます。

委嘱する者の氏名等につきましては、氏名が後藤正さん。

性別は男性でございます。

生年月日、昭和29年5月5日。

ただいま、70歳でございます。住所は、佐伯市蒲江大字竹浦河内1270-3番地は1127番地3でございます。

現在は無職で、経歴につきましてはここに書いておりますように、佐伯消防署の方を定年退職された後、旧佐伯文化会館の方で館長を歴任され、その後、本年4月から地元の区長さんをお受けいただいております。

農業経営の情報につきましては、私ども現地へ自宅等を訪問しまして自宅前にて露地栽培、これサツマイモ等をということで3Rを耕作をしておるということでこれはかねてから、自家農園という形でございましょうけどもそういったことをやられております。

応募理由につきましては、農地の荒廃を防ぐため、地域農業従事者と協力し、耕作放棄地の消滅に努めたいと考えておるということで、応募をいただいております。

以上で後藤正さんに対する委嘱案を提出いたします。ご審議のほどお願いいたします。

(会長)

はい。

ただいま事務局より佐伯市農地利用最適化推進委員の委嘱案について説明がございました。

これより質問等を受けたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。

なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは佐伯市農地利用最適化推進委員の委嘱案について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで欠員となっておりました蒲江3区を担当する佐伯市農地利用最適化推進委員に後藤正さんを委嘱したいと思います。

なお本会議が終了したのち、佐伯市農地利用最適化推進委員の委嘱式を行います。

これにて、すべての日程が終了いたしました。それでは閉会の言葉を副会長お願いします。

(副会長)

以上をもちまして、令和6年第11回佐伯市農業委員会を終了いたします。

皆様、お疲れ様でした。